

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役会長 森 詳 介

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、70頁から71頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2
ワールド記念ホール

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役全員任期満了につき16名選任の件

〈株主(36名)からのご提案(第4号議案から第10号議案まで)〉

- 第4号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第5号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (6)
- 第10号議案 定款一部変更の件 (7)

〈株主(129名)からのご提案(第11号議案から第17号議案まで)〉

- 第11号議案 剰余金処分の件
- 第12号議案 取締役解任の件
- 第13号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第16号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第17号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(2名)からのご提案(第18号議案から第22号議案まで)〉

- 第18号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第20号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第21号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(1名)からのご提案(第23号議案から第27号議案まで)〉

- 第23号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第24号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第25号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第26号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第27号議案 取締役1名選任の件

〈株主（1名）からのご提案（第28号議案）〉
第28号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案（第1号議案から第3号議案まで）および株主からのご提案（第4号議案から第28号議案まで）にかかる議案の内容等は42頁から69頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kepco.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成25年度のわが国経済を見ますと、政府の経済対策の効果などにより、景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方、当社グループにおきましては、原子力プラントが電気料金の値上げの前提どおりに再稼働できなかったことから、電力の需給は厳しく、事業の収支も極めて厳しい状況となりました。

需給面につきましては、停止中の原子力プラントの再稼働が見通せず、夏季・冬季ともに厳しい需給状況となることが想定されましたが、お客さまから節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことに加え、大飯発電所3、4号機の9月までの安定的な稼働や、設備更新工事中である姫路第二発電所1～3号機の営業運転開始時期の前倒し、火力・水力発電所の定期検査の繰り延べ、他の電力会社からの応援融通の受電、自家用発電設備からの電力調達、卸電力取引所の積極的な活用など、さまざまな供給対策を講じたことにより、電力の安全・安定供給を全うすることができました。

当年度の連結収支の状況につきましては、収入面では、電気事業において、総販売電力量は減少したものの、電気料金の値上げや燃料費調整単価の増加などにより電灯電力料収入が増加したことに加え、情報通信事業をはじめとするその他事業において、売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は3兆3,274億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を4,687億円上回り、3兆3,593億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めましたが、電気事業において、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて2,269億円増加し、3兆4,707億円となりました。この結果、経常損失は1,113億円、当期純損失は974億円となりました。

以上のとおり、収支状況は極めて厳しく、また、先行きについても、経営環境は依然として不透明であることなどから、誠に申し訳ございませんが、当年度の配当は無配といたしたいと存じます。株主のみなさまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の総販売電力量は、節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことや、産業用の大口電力が減少したことなどから、1,404億1千万キロワット時と前年度にくらべて0.9%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」（主として住宅）および「電力」（小規模の店舗・工場など）につきましては、542億1千万キロワット時と前年実績を1.4%下回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（事務所ビル、大規模の店舗・工場など）につきましても、862億1千万キロワット時と前年実績を0.7%下回りました。

電気事業の売上高につきましては、総販売電力量は減少したものの、電気料金の値上げや燃料費調整単価の増加などにより電灯電力料収入が増加したことなどから、前年度にくらべて4,330億円増加し、2兆8,598億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めましたが、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、営業費用が増加しました。

この結果、営業損失は前年度にくらべて2,515億円減少し、1,179億円となりました。

b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高につきましては、株式会社ケイ・オプティコムを中核会社として、積極的な販売活動によるお客さまの獲得を進める中、主力のF T T Hサービスの契約件数が当年度末で148万件と前年度末にくらべて6.3%増加したことなどから、前年度にくらべて88億円増加し、1,640億円となりました。

一方、支出面では、販売促進費用が増加したことなどから、営業利益は前年度にくらべて46億円減少し、196億円となりました。

c. その他の事業

その他の事業の売上高につきましては、総合エネルギー分野においてガス販売価格が上昇したことに加え、生活アメニティ分野において住宅分譲戸数が増加したことなどから、前年度にくらべて265億円増加し、3,035億円となりました。

一方、支出面では、総合エネルギー分野のガス原料費用が増加したことなどから、営業利益は前年度にくらべて52億円減少し、251億円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、昨年7月に原子力発電所の新規制基準が施行されたことに合わせ、大飯発電所3、4号機および高浜発電所3、4号機について適合性確認のための申請を行い、原子力規制委員会の審査に全力で対応してまいりました。

その結果、大飯発電所敷地内における破砕帯については、将来活動する可能性のある断層等には該当しないことを確認していただきました。基準地震動については、昨年7月に安全上重要な問題はないと評価された地震動が妥当である旨、説明を尽くしてまいりましたが、審査会合における議論を踏まえ、基準地震動や耐震安全性評価の見直しが必要となり、耐震安全性評価の結果によっては、長期にわたり原子力プラントが再稼働できない可能性もあります。

原子力プラントの再稼働がない場合、今夏の電力需給については、お客さまの節電・省エネルギーへのご協力に加え、自社電源による供給力を可能な限り増加させても供給力は大きく不足することとなり、応援融通の受電など他の電力会社の協力等により、安定供給に最低限必要とされる供給予備率3%を辛うじて確保できる見通しであります。

これらのことから、電力の需給、事業の収支ともに極めて厳しい状況にあります。

現下の難局を乗り越え、電力の小売全面自由化をはじめ近い将来において予想される経営環境の激変に備えていくため、平成26年度は、「変わらぬ使命のためのベースアクション」と「変わり続けるための変革アクション」の観点からアクションプランを展開してまいります。

「変わらぬ使命のためのベースアクション」については、グループワイドでのゆるぎない安全文化の構築のため安全に対する理念や行動規範の浸透に向けた活動の展開と原子力安全の一層の推進に取り組むとともに、電力需給の安定化のために総力を結集し、原子力プラントの早期再稼働に向けた真摯な対応を積み重ねていくことはもとより、自社電源の最大限の活用や他社融通等による供給予備力の確保に努めてまいります。

また、本年1月31日、公正取引委員会から、当社のグループ会社2社に対し、当社が発注する送電工事の取引に関する独占禁止法違反に対して処分が下され、当社も、当該違反行為を誘発、助長した行為に対して適切な措置を講じるよう要請されました。当社グループは、これを重く受け止め、今後、二度とこのようなことを起こさないよう、再発防止対策に取り組むとともに、CSRを基軸にした経営を実践し、コンプライアンスの徹底やCSR啓発活動等にグループ一体となって取り組んでまいります。

「変わり続けるための変革アクション」については、競争力ある企業グループに変革するため、火力電源の入札等による電源競争力の強化などに加え、情報通信事業等におけるグループ事業収益の拡大や、新たな成長を支える事業基盤の充実・強化に取り組んでまいります。

また、徹底した経営効率化とコスト構造改革を推進するため、設備の形成、運用・保全の高度化や、業務プロセス改革、物流・調達改革などに取り組んでまいります。

さらに、お客さまや社会のみなさまのご期待にお応えするための取組みとして、お客さまサービス業務の高度化や社会のみなさまとのコミュニケーションの一層の充実に加え、省エネルギー・ピーク電力抑制に資するエネルギーマネジメント活動や再生可能エネルギーの普及・拡大を推進し、お客さまや社会のエネルギー利用高度化に貢献してまいります。

当社グループは、これらをはじめとする諸施策を講じることにより、「お客さまと社会のお役に立つ」という使命を果たすとともに、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

| | |
|---------|---------|
| 電 気 事 業 | 3,250億円 |
| 情報通信事業 | 577億円 |
| その他の事業 | 407億円 |
| 内部取引消去 | △ 46億円 |
| 設備投資総額 | 4,189億円 |

b. 主な設備の新增設工事等

| | | 発 電 設 備 |
|-----|------------|---|
| 完 成 | 設 備 更 新 | [火 力] 姫路第二発電所第1号機～第3号機 (各486,500kW) |
| 継続中 | 設 備 更 新 | [火 力] 姫路第二発電所第4号機～第6号機 (各486,500kW) |

(4) 資金調達の状況

a. 社債

| 発行額 | 償還額 |
|---------|---------|
| 1,595億円 | 2,197億円 |

b. 借入金

| 借入額 | 返済額 |
|---------|---------|
| 8,442億円 | 5,998億円 |

c. コマーシャル・ペーパー

| 発行額 | 償還額 |
|-----|-----|
| — | — |

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 平成22年度 (第87期) | 平成23年度 (第88期) | 平成24年度 (第89期) | 平成25年度 (当期) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 売上高 (営業収益) | 27,697億円 | 28,114億円 | 28,590億円 | 33,274億円 |
| 経常利益 | 2,379億円 | △2,655億円 | △3,531億円 | △1,113億円 |
| 当期純利益 | 1,231億円 | △2,422億円 | △2,434億円 | △974億円 |
| 1株当たり当期純利益 | 137.66円 | △271.12円 | △272.43円 | △109.01円 |
| 総資産 | 73,101億円 | 75,213億円 | 76,351億円 | 77,775億円 |

- (注) 1. 平成22年度は、夏場の記録的な猛暑などによる販売電力量の増加に伴い売上高は増加しましたが、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い特別損失を計上したことにより、当期純利益は減少いたしました。
2. 平成23年度は、原子力発電所の稼働率の低下や燃料価格の上昇の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
3. 平成24年度は、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
4. 平成25年度は、電気料金の値上げなどにより売上高は増加しましたが、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|---------|--------|---|
| 株式会社ケイ・オプティコム | 330.0億円 | 100.0% | 電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、電気通信設備の賃貸 |
| 株式会社関電エネルギーソリューション | 152.0 | 100.0 | ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス |
| 関電不動産株式会社 | 8.1 | 100.0 | 不動産の分譲、賃貸、管理 |
| 株式会社かんでんエンジニアリング | 7.8 | 100.0 | 電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事 |
| 株式会社日本ネットワークサポート | 4.1 | 80.5 | 配電資機材の製造、販売 |
| 関電プラント株式会社 | 3.0 | 100.0 | 火力・原子力発電設備の保全、工事 |
| M I D都市開発株式会社 | 1.0 | 99.5 | ビル開発、住宅分譲、緑化事業 |
| MIDファシリティマネジメント株式会社 | 1.0 | 100.0 | オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理 |
| 関電システムソリューションズ株式会社 | 0.9 | 100.0 | 情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング |
| 株式会社環境総合テクノス | 0.8 | 100.0 | 環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事 |
| 関電サービス株式会社 | 0.7 | 100.0 | 電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告、水道料金業務の受託 |

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|--------------------|--------|--|
| 株式会社関電パワーテック | 0.3億円 | 100.0% | 火力・原子力発電設備の 運転・保守管理、産業廃 棄物の処理・再生利用、 石炭灰・資機材等の販売 |
| 株式会社関電L&A | 0.3 | 100.0 | リース、自動車整備、保 険代理店 |
| *日本原燃株式会社 | 4,000.0 | 16.6 | ウラン濃縮事業、再処理 事業、廃棄物管理事業、 廃棄物埋設事業 |
| *株式会社きんでん | 264.1 | 33.7 | 電気・情報通信・環境関 連工事 |
| *株式会社エネゲート | 4.9 | 49.0 | 電力量計の製造、販売、 修理、取替および電気制 御機器の製造、販売 |
| *サンロケ・パワー・コーポレーション | 0.18 (億フィリピンペソ) | 50.0 | フィリピンにおける水力 発電事業 |

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他はすべて子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー」、お客さまの安全・安心、快適・便利なくらしをサポートする生活関連サービスおよび先進的な省CO₂のマンションやビルの開発をはじめとする不動産関連サービスを提供する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）、大阪北支店（大阪府大阪市）、大阪南支店（大阪府大阪市）、京都支店（京都府京都市）、神戸支店（兵庫県神戸市）、奈良支店（奈良県奈良市）、滋賀支店（滋賀県大津市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、姫路支店（兵庫県姫路市）、東京支社（東京都千代田区）、東海支社（愛知県名古屋市）、北陸支社（富山県富山市）

(b) 発電所

水力発電所（出力100,000kW以上）

喜撰山（京都府）、奥吉野（奈良県）、大河内、奥多々良木（以上兵庫県）、木曾、読書（以上長野県）、丸山、下小鳥（以上岐阜県）、新黒部川第三、音沢、黒部川第四（以上富山県）

火力発電所（出力1,000,000kW以上）

堺港、南港、多奈川第二（以上大阪府）、舞鶴（京都府）、海南、御坊（以上和歌山県）、姫路第一、姫路第二、相生、赤穂（以上兵庫県）

原子力発電所

美浜、高浜、大飯（以上福井県）

太陽光発電所（出力10,000kW以上）

堺太陽光（大阪府）

b. 重要な子会社の本店所在地

(a) 株式会社ケイ・オプティコム（大阪府大阪市）

(b) 株式会社関電エネルギーソリューション（大阪府大阪市）

(c) 関電不動産株式会社（大阪府大阪市）

(d) 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市）

(e) 株式会社日本ネットワークサポート（大阪府大阪市）

(f) 関電プラント株式会社（大阪府大阪市）

(g) M I D都市開発株式会社（大阪府大阪市）

(h) M I Dファシリティマネジメント株式会社（大阪府大阪市）

(i) 関電システムソリューションズ株式会社（大阪府大阪市）

(j) 株式会社環境総合テクノス（大阪府大阪市）

(k) 関電サービス株式会社（大阪府大阪市）

(l) 株式会社関電パワーテック（大阪府大阪市）

(m) 株式会社関電L & A（大阪府大阪市）

(9) 使用人の状況

| 区 分 | 使用人数 | 前年度末比増減 |
|---------|---------|---------|
| 電 気 事 業 | 20,813名 | 99名 |
| 情報通信事業 | 3,123 | 41 |
| その他の事業 | 9,721 | － 20 |
| 合 計 | 33,657 | 120 |

(注) 使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|---------------|---------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 5,466億円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,249 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,851 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,699 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,635 |
| 日本生命保険相互会社 | 2,225 |

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17億8,405万9,697株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9億3,873万3,028株 |
| (3) 株主数 | 35万8,167名 |
| (4) 大株主 | |

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|----------------------------|----------|-------|
| | 持 株 数 | 出資比率 |
| 大 阪 市 | 83,748千株 | 9.37% |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 38,619 | 4.32 |
| 神 戸 市 | 27,351 | 3.06 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 25,836 | 2.89 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 23,386 | 2.62 |
| 関 西 電 力 持 株 会 | 21,064 | 2.36 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 17,378 | 1.94 |
| 高 知 信 用 金 庫 | 15,570 | 1.74 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 11,128 | 1.25 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 9,472 | 1.06 |

(注) 出資比率は、自己株式(44,927,045株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-------------|---------|--|--|
| *取締役会長 | 森 詳 介 | | ANAホールディングス株式会社社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 公益社団法人関西経済連合会会長 |
| *取締役社長 | 八 木 誠 | | 日立造船株式会社社外監査役 電気事業連合会会長 |
| *取締役副社長執行役員 | 生 駒 昌 夫 | 電力流通事業本部 グループ経営推進本 部長 業務全般 | 東洋テック株式会社社外取締役 |
| *取締役副社長執行役員 | 豊 松 秀 己 | 原子力事業本部長 | 株式会社きんでん社外監査役 |
| *取締役副社長執行役員 | 香 川 次 朗 | 総合企画本部（地域 エネルギー部門） お客さま本部長 | |
| *取締役副社長執行役員 | 岩 根 茂 樹 | 総合企画本部長 立地室担当 | 株式会社きんでん社外監査役 |
| *取締役副社長執行役員 | 廣 江 謙 | 原子燃料サイクル室 担当（サイクル事業）、 経理室担当、購買室 担当、業務全般 | |
| 取締役常務執行役員 | 橋 本 徳 昭 | 研究開発室担当、土 木建築室担当 | |
| 取締役常務執行役員 | 迎 陽 一 | 燃料室担当 | |
| 取締役常務執行役員 | 土 井 義 宏 | 電力流通事業本部長、 経営改革・IT本部長 行為規制担当 | |

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---------------------------------|--|
| 取締役執行役員 | 岩 谷 全 啓 | 火力事業本部長 環境室担当 | |
| 取締役執行役員 | 八 嶋 康 博 | 広報室担当、秘書室 担当 | |
| 取 締 役 | 白 井 良 平 | 株式会社関電エネ ルギーソリューション 取締役社長 | |
| 取 締 役 | 川 邊 辰 也 | 公益社団法人関西経 済連合会専務理事 | |
| 取 締 役 | 井 上 礼 之 | | ダイキン工業株式会 社取締役会長兼CEO 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外 取締役 公益社団法人関西経 済連合会副会長 |
| 取 締 役 | 辻 井 昭 雄 | | 近畿日本鉄道株式会 社相談役 日野自動車株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 | 玉 越 良 介 | | 株式会社三菱東京 UFJ銀行特別顧問 テンプホールディ ングス株式会社社外監 査役 Morgan Stanley 取 締役 |
| 常任監査役 | 神 野 榮 | (常勤) | コスモ石油株式会社 社外監査役 |
| 常任監査役 | 田 村 康 生 | (常勤) | |
| 常任監査役 | 泉 正 博 | (常勤) | |

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|---------|-----|---|
| 監 査 役 | 土 肥 孝 治 | | 弁護士 積水ハウス株式会社 社外監査役 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外 監査役 阪急電鉄株式会社社 外監査役 カワセコンピュータ サプライ株式会社社 外監査役 |
| 監 査 役 | 森 下 洋 一 | | パナソニック株式会 社特別顧問 トヨタ自動車株式会 社社外監査役 |
| 監 査 役 | 吉 村 元 志 | | |
| 監 査 役 | 槇 村 久 子 | | 京都女子大学宗教・ 文化研究所客員研究 員 |

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役辻井昭雄および取締役玉越良介の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役槇村久子の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネジャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

7. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------|-----------------|---------|------------|
| 生駒昌夫 | *取締役 副社長執行役員 | *取締役副社長 | 平成25年6月26日 |
| 豊松秀己 | *取締役 副社長執行役員 | *取締役副社長 | 平成25年6月26日 |
| 香川次朗 | *取締役 副社長執行役員 | *取締役副社長 | 平成25年6月26日 |
| 岩根茂樹 | *取締役 副社長執行役員 | *取締役副社長 | 平成25年6月26日 |
| 廣江 譲 | *取締役 副社長執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 橋本徳昭 | 取締役 常務執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 迎 陽一 | 取締役 常務執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 土井義宏 | 取締役 常務執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 岩谷全啓 | 取締役 常務執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 八嶋康博 | 取締役 常務執行役員 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |
| 白井良平 | 取締役 | 常務取締役 | 平成25年6月26日 |

(*印は代表取締役)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| | |
|-----|-------------------------------|
| 取締役 | 18名 324百万円 (うち社外取締役 3名 23百万円) |
| 監査役 | 7名 93百万円 (うち社外監査役 4名 31百万円) |

- (注) 1. 上記には第89回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬額を含めております。
2. 当事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。
3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
取締役 月額 75百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)
監査役 月額 18百万円以内

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 当事業年度における主な活動状況 |
|-------|------|---|
| 社外取締役 | 井上礼之 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 辻井昭雄 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 | 玉越良介 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 土肥孝治 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 森下洋一 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち7回、また監査役会13回のうち8回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 吉村元志 | 当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会13回のすべてに出席し、地方行政経験者および企業経営者としての幅広い見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 榎村久子 | 当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 106百万円
- b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 204百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社である、株式会社関電エネルギーソリューション、関電不動産株式会社および株式会社かんでんエンジニアリングの計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続き業務」および「グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当であり、かつ緊急性を有すると判断した場合には、会計監査人を解任することといたします。
- b. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することといたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

- (1) **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的にと取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、職務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、職務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

内部監査組織は、リスクの管理体制およびリスクの管理状況について、定期的に監査を行う。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な職務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。
- (5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けるコンプライアンス相談制度を整備し、その運用に当たっては、相談者の秘密保護や不利益取扱いの排除等に留意する。

内部監査組織は、法令等の遵守状況、その他使用人の職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、社外の有識者の参加も得た委員会において、公正かつ適正な立場から内部統制の有効性について審議、評価する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保する。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努める。

内部監査組織は、子会社を含む当社グループの業務執行について、定期的に監査を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とし、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの職務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。また、当該組織の使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、社内規程に基づき、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

連結貸借対照表

平成26年3月31日現在

| 資 産 の 部 | | 負債及び純資産の部 | |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 固 定 資 産 | 6,819,828 | 固 定 負 債 | 5,358,236 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 3,496,232 | 社 債 | 1,430,943 |
| 水 力 発 電 設 備 | 307,627 | 長 期 借 入 金 | 2,324,607 |
| 汽 力 発 電 設 備 | 507,988 | 使用済燃料再処理等引当金 | 616,756 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 334,775 | 使用済燃料再処理等準備引当金 | 48,097 |
| 送 電 設 備 | 956,098 | 退職給付に係る負債 | 360,292 |
| 変 電 設 備 | 404,546 | 資 産 除 去 債 務 | 402,803 |
| 配 電 設 備 | 841,050 | 繰 延 税 金 負 債 | 225 |
| 業 務 設 備 | 116,750 | そ の 他 の 固 定 負 債 | 174,509 |
| その他の電気事業固定資産 | 27,395 | 流 動 負 債 | 1,199,193 |
| そ の 他 の 固 定 資 産 | 640,979 | 1年以内に期限到来の固定負債 | 432,311 |
| 固 定 資 産 仮 勘 定 | 457,784 | 短 期 借 入 金 | 208,862 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 457,784 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 199,538 |
| 核 燃 料 | 528,955 | 未 払 税 金 | 37,069 |
| 装 荷 核 燃 料 | 81,470 | そ の 他 の 流 動 負 債 | 321,411 |
| 加 工 中 等 核 燃 料 | 447,484 | 引 当 金 | 6,930 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,695,875 | 渴 水 準 備 引 当 金 | 6,930 |
| 長 期 投 資 | 262,621 | 負 債 合 計 | 6,564,361 |
| 使用済燃料再処理等積立金 | 574,553 | 株 主 資 本 | 1,116,572 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 514,509 | 資 本 金 | 489,320 |
| そ の 他 の 投 資 等 | 346,274 | 資 本 剰 余 金 | 66,634 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 2,082 | 利 益 剰 余 金 | 656,909 |
| 流 動 資 産 | 957,691 | 自 己 株 式 | △ 96,292 |
| 現 金 及 び 預 金 | 109,508 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 72,263 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 232,295 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 50,301 |
| 短 期 投 資 | 234,294 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 5,031 |
| た な 卸 資 産 | 159,000 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 9,434 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 48,178 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 7,495 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 176,740 | 少 数 株 主 持 分 | 24,322 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 2,326 | 純 資 産 合 計 | 1,213,158 |
| 合 計 | 7,777,519 | 合 計 | 7,777,519 |

連結損益計算書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|----------------|-----------|------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 営業費用 | 3,399,196 | 営業収益 | 3,327,484 |
| 電気事業営業費用 | 2,981,770 | 電気事業営業収益 | 2,859,887 |
| その他事業営業費用 | 417,425 | その他事業営業収益 | 467,597 |
| 営業損失 | (71,711) | | |
| 営業外費用 | 71,506 | 営業外収益 | 31,890 |
| 支払利息 | 56,621 | 受取配当金 | 3,388 |
| その他の営業外費用 | 14,884 | 受取利息 | 9,149 |
| | | 持分法による投資利益 | 8,896 |
| | | その他の営業外収益 | 10,456 |
| 当期経常費用合計 | 3,470,702 | 当期経常収益合計 | 3,359,375 |
| 当期経常損失 | 111,326 | | |
| 渴水準備金引当又は取崩し | △ 3,184 | | |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方) | △ 3,184 | | |
| 税金等調整前当期純損失 | 108,142 | | |
| 法人税等 | △ 10,899 | | |
| 法人税等 | 5,252 | | |
| 法人税等調整額 | △ 16,151 | | |
| 少数株主損益調整前当期純損失 | 97,242 | | |
| 少数株主利益 | 165 | | |
| 当期純損失 | 97,408 | | |

連結株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|---------|--------|----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高(百万円) | 489,320 | 66,634 | 754,319 | △ 96,270 | 1,214,004 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 | | | | | |
| 当 期 純 損 失 | | | △ 97,408 | | △ 97,408 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 51 | △ 51 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | △ 1 | | 29 | 27 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 1 | △ 1 | | — |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計(百万円) | — | — | △ 97,409 | △ 21 | △ 97,431 |
| 当連結会計年度末残高(百万円) | 489,320 | 66,634 | 656,909 | △ 96,292 | 1,116,572 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-------------------------------|------------|------------|--------------------|-------------------------------|-------------|--------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 上 損 益 | 延 滞 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | | |
| 当連結会計年度期首残高(百万円) | 43,411 | 4,611 | △ 5,269 | — | 42,753 | 21,349 | 1,278,106 |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 | | | | | | | |
| 当 期 純 損 失 | | | | | | | △97,408 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △ 51 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | 27 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額) | 6,890 | 420 | 14,703 | 7,495 | 29,510 | 2,973 | 32,483 |
| 当連結会計年度変動額合計(百万円) | 6,890 | 420 | 14,703 | 7,495 | 29,510 | 2,973 | △64,947 |
| 当連結会計年度末残高(百万円) | 50,301 | 5,031 | 9,434 | 7,495 | 72,263 | 24,322 | 1,213,158 |

連 結 注 記 表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

全子会社 59社

主要な連結子会社の名称

(株)ケイ・オペティコム、(株)関電エネルギーソリューション、
関電不動産(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネット
ワークサポート、関電プラント(株)、MID都市開発(株)、MID
ファシリティマネジメント(株)、関電システムソリューションズ(株)、
(株)環境総合テクノス、関電サービス(株)、(株)関電パワー
テック、(株)関電L&A

当連結会計年度中の新規設立により1社を、株式の取得により2社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。

また、当連結会計年度中の清算終了により1社を連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数

4社

会社の名称

日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、サンロケ・パワー・
コーポレーション

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称

日本原子力発電(株)

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計処理基準に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. 重要な引当金の計上基準

(a) 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当連結会

計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は124,429百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異27,294百万円については、翌連結会計年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(b) 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

d. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(b) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日（一部の連結子会社は発生の日）から費用処理することとしている。

(c) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(d) 連結納税制度の適用

当連結会計年度より、連結納税制度を適用している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化方法の変更

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号 以下「改正省令」という。）により、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、改正省令の施行日（平成25年10月1日）以降は、費用化の方法を従前の原子力発電実績に応じて費用化する方法から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり定額法により費用化する方法に変更している。

これにより営業損失、当期経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ9,584百万円増加している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ57,806百万円減少している。

(2) 退職給付に関する会計基準の適用

当連結会計年度末より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が360,292百万円計上されている。また、その他の包括利益累計額が7,495百万円増加している。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「その他の流動資産」に含めていた「短期投資」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,580,743百万円

㈱日本政策投資銀行からの借入金 385,019百万円

- b. 連結子会社において担保に供している資産

土地および建物等 23,428百万円

上記資産を担保としている債務

借入金 7,161百万円

買掛金等 3,254百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,159,860百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品 5,120百万円

仕掛品 6,690百万円

原材料及び貯蔵品 116,392百万円

販売用不動産 30,797百万円

(4) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃㈱ 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱ 181,544百万円

日本原子力発電㈱ 41,652百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 8,511百万円

ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド 2,931百万円

ロジヤナ・パワー・カンパニー・リミテッド 631百万円

提携住宅ローン利用顧客 6,222百万円

その他 2百万円

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

938,733,028株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有しており、使用済燃料再処理等積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の法令に従い、使用済燃料の再処理等に係る費用の積立て・取戻しを行っている。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------------|----------------|-----------|--------|
| 資産 | | | |
| a. 有価証券及び投資有価証券(*1) | 334,927 | 335,134 | 206 |
| b. 使用済燃料再処理等積立金 | 574,553 | 574,553 | — |
| c. 現金及び預金 | 109,508 | 109,508 | — |
| d. 受取手形及び売掛金 | 232,295 | 232,295 | — |
| 負債 | | | |
| e. 社債(*2) | 1,580,743 | 1,629,508 | 48,765 |
| f. 長期借入金(*2、3) | 2,605,312 | 2,650,044 | 44,732 |
| g. 短期借入金(*4) | 210,783 | 210,783 | — |
| h. 支払手形及び買掛金 | 199,538 | 199,538 | — |
| i. 未払税金 | 37,069 | 37,069 | — |
| j. デリバティブ取引(*5) | 9,533 | 9,533 | — |

- (※1) 連結貸借対照表上「長期投資」、「短期投資」および「その他の流動資産」に計上している。
- (※2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。
- (※3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。
- (※4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。
- (※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

b. 使用済燃料再処理等積立金

これは、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、この帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

c. 現金及び預金、並びに d. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

e. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

f. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「j. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

g. 短期借入金、h. 支払手形及び買掛金、並びに i. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

j. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「f. 長期借入金」参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額82,591百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額3,130百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,330円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 109円 1銭 |

8. その他の注記

(1) 電気事業会計規則の改正

「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号）により、原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産については、原子力発電設備に含まれることとされた。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前連結会計年度から変更されている。

これによる繰延税金資産、法人税等調整額およびその他の包括利益累計額への影響は軽微である。

貸借対照表

平成26年3月31日現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|-------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 固 定 資 産 | 6,222,889 | 固 定 負 債 | 4,960,568 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 3,580,674 | 社 債 | 1,432,643 |
| 水 力 発 電 設 備 | 312,019 | 長 期 借 入 金 | 1,971,621 |
| 汽 力 発 電 設 備 | 509,867 | 長 期 未 払 債 務 | 16,303 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 339,480 | リ ー ス 債 務 | 957 |
| 内 燃 機 発 電 設 備 | 7,565 | 関 係 社 長 期 債 務 | 15,554 |
| 新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備 | 1,824 | 退 職 給 付 引 当 金 | 354,470 |
| 送 電 設 備 | 971,927 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金 | 616,756 |
| 変 電 設 備 | 411,183 | 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金 | 48,097 |
| 配 電 設 備 | 891,583 | 資 産 除 去 債 務 | 399,301 |
| 業 務 付 設 備 | 117,189 | 雑 固 定 負 債 | 104,861 |
| 附 帯 事 業 固 定 資 産 | 15,436 | 流 動 負 債 | 1,142,012 |
| 事 業 外 固 定 資 産 | 7,737 | 1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 | 353,142 |
| 固 定 資 産 仮 定 | 435,646 | 短 期 借 入 金 | 200,000 |
| 建 設 仮 勘 定 | 434,489 | 買 掛 金 | 149,371 |
| 除 却 仮 勘 定 | 1,156 | 未 払 金 | 53,377 |
| 核 燃 料 | 528,955 | 未 払 費 用 | 119,514 |
| 装 荷 核 燃 料 | 81,470 | 未 払 税 金 | 30,980 |
| 加 工 中 等 核 燃 料 | 447,484 | 預 り 金 | 14,995 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,654,439 | 関 係 社 短 期 債 務 | 168,897 |
| 長 期 投 資 | 178,477 | 諸 前 受 金 | 19,397 |
| 関 係 社 長 期 投 資 | 421,888 | 雑 流 動 負 債 | 32,335 |
| 使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金 | 574,553 | 引 当 金 | 6,930 |
| 長 期 前 払 費 用 | 22,307 | 渴 水 準 備 引 当 金 | 6,930 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 457,849 | 負 債 合 計 | 6,109,511 |
| 流 動 資 産 | 693,312 | 株 主 資 本 | 766,246 |
| 現 金 及 び 預 金 | 66,773 | 資 本 金 | 489,320 |
| 売 掛 金 | 171,766 | 資 本 剰 余 金 | 67,031 |
| 諸 未 収 入 金 | 36,395 | 資 本 準 備 金 | 67,031 |
| 短 期 投 資 | 230,000 | 利 益 剰 余 金 | 306,080 |
| 貯 蔵 品 | 107,456 | 利 益 準 備 金 | 122,330 |
| 前 払 費 用 | 1,306 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 183,750 |
| 関 係 社 短 期 債 権 | 12,339 | 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 | 2,252 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 42,109 | 別 途 積 立 金 | 150,000 |
| 雑 流 動 資 産 | 27,129 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 31,498 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 1,964 | 自 己 株 式 | △ 96,186 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 40,444 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 36,411 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 4,032 |
| | | 純 資 産 合 計 | 806,691 |
| 合 計 | 6,916,202 | 合 計 | 6,916,202 |

損 益 計 算 書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

| 費 用 の 部 | | 収 益 の 部 | |
|--------------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 営 業 費 用 | 3,075,061 | 営 業 収 益 | 2,958,246 |
| 電 気 事 業 営 業 費 用 | 2,988,914 | 電 気 事 業 営 業 収 益 | 2,870,984 |
| 水 力 発 電 費 | 58,166 | 電 灯 料 | 1,144,429 |
| 汽 力 発 電 費 | 1,301,009 | 電 力 料 | 1,607,254 |
| 原 子 力 発 電 費 | 266,459 | 地 帯 間 販 売 電 力 料 | 14,074 |
| 内 燃 力 発 電 費 | 10,758 | 他 社 販 売 電 力 料 | 14,427 |
| 新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費 | 355 | 託 送 収 益 | 19,323 |
| 地 帯 間 購 入 電 力 料 | 80,407 | 事 業 者 間 精 算 収 益 | 665 |
| 他 社 購 入 電 力 料 | 474,541 | 再 エ ネ 特 措 法 交 付 金 | 40,807 |
| 送 電 費 | 152,942 | 電 気 事 業 雑 収 益 | 28,661 |
| 変 電 費 | 95,510 | 貸 付 設 備 収 益 | 1,338 |
| 配 電 費 | 199,478 | | |
| 販 売 費 | 82,064 | | |
| 貸 付 設 備 費 | 692 | | |
| 一 般 管 理 費 | 139,593 | | |
| 再 エ ネ 特 措 法 納 付 金 | 43,046 | | |
| 電 源 開 発 促 進 税 | 54,429 | | |
| 事 業 税 | 30,093 | | |
| 電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方) | △ 635 | | |
| 附 帯 事 業 営 業 費 用 | 86,147 | 附 帯 事 業 営 業 収 益 | 87,262 |
| 蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用 | 3,649 | 蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益 | 3,819 |
| ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用 | 77,235 | ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益 | 75,414 |
| 燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用 | 1,188 | 燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益 | 1,255 |
| そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用 | 4,073 | そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益 | 6,772 |
| 営 業 損 失 | (116,815) | | |
| 営 業 外 費 用 | 55,890 | 営 業 外 収 益 | 49,796 |
| 財 務 費 用 | 51,831 | 財 務 収 益 | 23,865 |
| 支 払 利 息 | 51,533 | 受 取 配 当 金 | 12,950 |
| 社 債 発 行 費 | 298 | 受 取 利 息 | 10,914 |
| 事 業 外 費 用 | 4,058 | 事 業 外 収 益 | 25,930 |
| 固 定 資 産 売 却 損 失 | 70 | 固 定 資 産 売 却 益 | 1,470 |
| 雑 損 失 | 3,987 | 雑 収 益 | 24,460 |
| 当 期 経 常 費 用 合 計 | 3,130,952 | 当 期 経 常 収 益 合 計 | 3,008,043 |
| 当 期 経 常 損 失 | 122,909 | | |
| 渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し | △ 3,184 | | |
| 渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方) | △ 3,184 | | |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 119,724 | | |
| 法 人 税 等 | △ 26,633 | | |
| 法 人 税 等 | △ 7,045 | | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 19,587 | | |
| 当 期 純 損 失 | 93,091 | | |

株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|----------|-----------|----------|----------|
| | 資本金 | 資 本 剩 余 金 | | 利 益 剩 余 金 | | | | 自 己 株 式 | 株 資 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剩 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剩 余 金 | | | | |
| | | | | | 海 外 投 資 損 準 備 金 | 外 等 失 金 | 別 途 積 立 金 | | |
| 当事業年度期首残高(百万円) | 489,320 | 67,031 | - | 122,330 | 2,356 | 420,000 | △145,513 | △ 96,139 | 859,386 |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の積立 | | | | | 15 | | △ 15 | | - |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | | △ 120 | | 120 | | - |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △270,000 | 270,000 | | - |
| 当期純損失 | | | | | | | △ 93,091 | | △ 93,091 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 50 | △ 50 |
| 自己株式の処分 | | | △ 1 | | | | | 3 | 2 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 1 | | | | △ 1 | | - |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当事業年度変動額合計(百万円) | - | - | - | - | △ 104 | △270,000 | 177,011 | △ 47 | △ 93,140 |
| 当事業年度末残高(百万円) | 489,320 | 67,031 | - | 122,330 | 2,252 | 150,000 | 31,498 | △ 96,186 | 766,246 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純 資 産 計 |
|----------------------------|-----------------------|---------|-------------------|----------|
| | そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金 | 繰 延 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 | |
| 当事業年度期首残高(百万円) | 30,997 | 4,611 | 35,608 | 894,995 |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 | | | | |
| 海外投資等損失準備金の積立 | | | | - |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | - |
| 別途積立金の取崩 | | | | - |
| 当期純損失 | | | | △ 93,091 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 50 |
| 自己株式の処分 | | | | 2 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額) | 5,414 | △ 578 | 4,835 | 4,835 |
| 当事業年度変動額合計(百万円) | 5,414 | △ 578 | 4,835 | △ 88,304 |
| 当事業年度末残高(百万円) | 36,411 | 4,032 | 40,444 | 806,691 |

個別注記表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- a. 有価証券
子会社株式および関連会社株式
その他有価証券
- 移動平均法による原価法
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- b. たな卸資産
貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品）
貯蔵品（特殊品）
- 総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産
b. 無形固定資産
- 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法
法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

- a. 退職給付引当金
退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。
- b. 使用済燃料再処理等引当金
再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。
なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は124,429百万円である。
また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当事業年度末の見積差異27,294百万円については、翌事業年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。
- c. 使用済燃料再処理等準備引当金
再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- a. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。
なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。
- b. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。
- c. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- d. 連結納税制度の適用
当事業年度より、連結納税制度を適用している。

(5) 会計方針の変更

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化方法の変更
「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成25年経済産業省令第52号 以下「改正省令」という。）により、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、改正省令の施行日（平成25年10月1日）以降は、費用化の方法を従前の原子力発電実績に応じて費用化する方法から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり定額法により費用化する方法に変更している。

これにより営業損失、当期経常損失および税引前当期純損失は、それぞれ9,584百万円増加している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間から、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ57,806百万円減少している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,582,643百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金 385,019百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,420,783百万円

(3) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃㈱ 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱ 181,544百万円

㈱ケイ・オブティコム 91,379百万円

日本原子力発電㈱ 41,652百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 8,511百万円

エルエヌジー・エビス・ SHIPPING・コーポレーション 7,754百万円

カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベスティング 7,593百万円

エルエヌジー・ジュロウジン・ SHIPPING・コーポレーション 4,292百万円

ブルーウォーターズ・パワー・プロプライアットリー・リミテッド 2,931百万円

関西電子ビーム㈱ 1,800百万円

エルエヌジー・フクロクジュ・ SHIPPING・コーポレーション 1,633百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド 631百万円

| | |
|-------------------------|------------|
| (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | |
| 長期金銭債権 | 93,918百万円 |
| 短期金銭債権 | 11,233百万円 |
| 長期金銭債務 | 15,554百万円 |
| 短期金銭債務 | 168,897百万円 |

| | |
|--------------------|----------|
| (5) 附帯事業に係る固定資産の金額 | |
| 蒸気供給事業 | 69百万円 |
| 他事業との共用固定資産の配賦額 | 91百万円 |
| 合計額 | 160百万円 |
| ガス供給事業 | 666百万円 |
| 他事業との共用固定資産の配賦額 | 3,167百万円 |
| 合計額 | 3,834百万円 |

| | |
|------------------------|--|
| (6) 会社法以外の法令の規定による引当金 | |
| 湯水準備引当金 | |
| 電気事業法第36条の規定により計上している。 | |

| | | | | |
|----------------|----|------------|----|-----------|
| 3. 損益計算書に関する注記 | | | | |
| 関係会社との取引高 | | | | |
| 営業取引高 | 費用 | 262,383百万円 | 収益 | 32,220百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 24,698百万円 | | |

| | |
|---------------------|-------------|
| 4. 株主資本等変動計算書に関する注記 | |
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | 44,927,045株 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 190,077百万円 |
| 退職給付引当金 | 108,919百万円 |
| 減価償却超過額 | 65,493百万円 |
| 資産除去債務 | 47,062百万円 |
| 使用済燃料再処理等引当金 | 27,361百万円 |
| その他 | 125,330百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 564,246百万円 |
| 評価性引当額 | △ 45,743百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 518,502百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 14,662百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 1,788百万円 |
| 資産除去債務相当資産 | △ 1,093百万円 |
| 海外投資等損失準備金 | △ 999百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 18,543百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 499,958百万円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度から変更されている。

これによる繰延税金資産、法人税等調整額および評価・換算差額等への影響は軽微である。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|----------------|-----------------------------------|------------|-----------|---------------|-----------|
| 子会社 | ㈱ケイ・オブティコム | 所有 直接100.0% | 光ファイバ、無線鉄塔等電気通信設備の賃借 | 債務保証(注1) | 91,379 | — | — |
| 子会社 | 関電ビジネスサポート㈱ | 所有 直接100.0% | 資金の受寄 | 資金消費寄託(注2) | — | 関係会社短期債務(預り金) | 89,700 |
| 関連会社 | 日本原燃㈱ | 所有 直接 16.6% | 使用済燃料の再処理、廃棄物の管理、ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託 | 債務保証(注3) | 187,840 | — | — |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) ㈱ケイ・オブティコムに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

(注2) 関電ビジネスサポート㈱との資金消費寄託については、市場金利を勘案して利率を決定している。なお、取引金額は資金消費寄託契約に基づく資金の寄託および返還が随時行われるため記載していない。

(注3) 日本原燃㈱に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 902円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 104円15銭 |

8. その他の注記

電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

なお、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成25年経済産業省令第52号)により、原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産については、原子力発電設備に含まれることとされた。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 明 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月 9 日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 渡 邊 明 久 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 関 口 浩 一 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、公正取引委員会から、当社グループ会社の独占禁止法違反に対して処分が下され、当社も、当該違反行為を誘発、助長した行為に対して適切な措置を講じることを要請されました。監査役会といたしましては、公正取引委員会の立入検査以降、関係当局の調査等に対する当社の対応を監視し、事実関係の把握に努め、当社グループ一体となってコンプライアンスの徹底をはじめとする再発防止対策の取組みが行われていることを確認しており、内部統制の運用状況について改善が図られておりました。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成26年 5月16日

関西電力株式会社 監査役会

| | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 常任監査役(常勤) | 神 | 野 | 榮 | Ⓔ | |
| 常任監査役(常勤) | 田 | 村 | 康 | 生 | Ⓔ |
| 常任監査役(常勤) | 泉 | | 正 | 博 | Ⓔ |
| 監査役 | 土 | 肥 | 孝 | 治 | Ⓔ |
| 監査役 | 森 | 下 | 洋 | 一 | Ⓔ |
| 監査役 | 吉 | 村 | 元 | 志 | Ⓔ |
| 監査役 | 槇 | 村 | 久 | 子 | Ⓔ |

(注) 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役槇村久子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

第1号議案から第3号議案までは、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当年度収支について、原子力利用率の低下に伴う火力燃料費の増加などにより当期純損失となったため、別途積立金を全額取り崩したいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 150,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 150,000,000,000円

なお、剰余金の配当につきましては、業績の悪化を踏まえ、誠に申し訳ございませんが、無配といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、今後とも社外取締役および社外監査役としてふさわしい人材を確保し、期待される役割を十分に果たせるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款に第31条（取締役の責任免除）第2項および第39条（監査役の責任免除）第2項を新設するものであります。なお、第31条（取締役の責任免除）第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 |
|---|---|
| <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>(第1項 現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>(本項新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>(第1項 現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>(本項新設)</p> |

第3号議案 取締役全員任期満了につき16名選任の件

取締役全員（17名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役16名を選任いたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 生年月日 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--------------------------------------|---|--------------|-----------------|
| 1 もり しょう すけ 森 詳 介 昭和15年8月6日 | 昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成元年6月 同社工務部長 平成2年12月 同社副支配人工務部長 平成6年6月 同社支配人企画室長 平成9年5月 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 平成9年6月 同社取締役電力システム室長 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 電気事業連合会会長 (平成22年6月 退任) 平成22年6月 関西電力株式会社取締役会長（現在に至る） 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ANAホールディングス株式会社社外取締役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・株式会社ロイヤルホテル社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会会長 | 51,039株 | なし |
| 2 や ぎ まこと 八 木 誠 昭和24年10月13日 | 昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成11年6月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、工務部長 平成12年6月 同社電力システム事業本部工務グループチーフマネジャー 平成13年6月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本部長 平成17年6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本部長 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社取締役社長（現在に至る） 平成23年4月 電気事業連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・日立造船株式会社社外監査役 ・電気事業連合会会長 | 29,700株 | なし |

| 氏名 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--|--|--------------|-----------------|
| 3 いこまさお 生 駒 昌 夫 昭和27年9月9日 | 昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室国際担当 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 電力流通事業本部 グループ経営推進本部長 業務全般 〔重要な兼職の状況〕 ・東洋テック株式会社社外取締役 | 24,712株 | なし |
| 4 とよまつひでき 豊 松 秀 己 昭和28年12月28日 | 昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長（原子力企画、原子燃料担当） 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 原子力事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役 | 17,200株 | なし |
| 5 かがわじろう 香 川 次 朗 昭和28年1月3日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループ チーフマネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部（地域エネルギー部門） お客さま本部長 | 16,000株 | なし |

| 氏 生 | 年 月 | 名 日 | 略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--------|--------|-------------------------------|---|--------------|-----------------|
| 6 | | いわねしげき 岩根茂樹 昭和28年5月27日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフ マネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部長 立地室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役 | 16,500株 | なし |
| 7 | | はしもとのりあき 橋本徳昭 昭和23年8月1日 | 昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社土木建築室計画グループチーフ マネジャー 平成17年6月 同社支配人土木建築室長 平成18年6月 同社執行役員土木建築室長 平成19年6月 同社常務執行役員土木建築室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 研究開発室担当、土木建築室担当 | 16,300株 | なし |
| 8 | | むかえよういち 迎陽一 昭和26年8月9日 | 平成16年6月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 （平成18年7月 退官） 平成18年8月 商工組合中央金庫理事 （平成20年7月 退任） 平成20年8月 関西電力株式会社顧問 平成21年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 燃料室担当 | 23,700株 | なし |

| 氏名 生 年 月 日 | 略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--|---|--------------|-----------------|
| 9 土 井 義 宏 昭29年10月25日 | 昭和54年 4月 関西電力株式会社入社 平成15年 6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサ ビスネットワークグループチーフマネジャー 平成16年 6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー 平成17年 6月 同社支配人と歌山支店長 平成18年 6月 同社執行役員和歌山支店長 平成19年 6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業 本部長、ネットワーク技術部門統括 平成21年 6月 同社常務取締役 平成25年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） [現在の担当] 電力流通事業本部長、経営改革・IT 本部長 行為規制担当 | 12,780株 | なし |
| 10 岩 谷 全 啓 昭27年11月 7日 | 昭和52年 4月 関西電力株式会社入社 平成13年 6月 同社火力事業本部火力グループチーフ マネジャー 平成17年 6月 同社支配人火力センター所長 平成18年 6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本 部長、火力事業本部副事業本部長 平成22年 6月 同社常務取締役 平成25年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） [現在の担当] 火力事業本部長 環境室担当 | 8,400株 | なし |
| 11 八 嶋 康 博 昭28年 9月21日 | 昭和52年 4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年 6月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年 6月 同社燃料室長 平成20年 6月 同社執行役員燃料室長 平成21年 6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年 6月 同社常務取締役 平成25年 6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） [現在の担当] 広報室担当、秘書室担当 | 19,700株 | なし |
| 12 すぎ もと やすし 杉 本 康 昭30年 4月23日 | 昭和53年 4月 関西電力株式会社入社 平成16年 6月 同社経理室計画グループチーフマネジャー、 企画室IR推進プロジェクトチーム チーフマネジャー 平成18年 6月 同社経理部長、企画室IR推進プロ ジェクトチームチーフマネジャー 平成19年 6月 同社執行役員東京支社長 平成22年 6月 同社執行役員経理室長（現在に至る） | 15,100株 | なし |

| 氏名 | 略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 |
|--------------------------------------|--|--------------|-----------------|
| 13 白井良平 しらいりょうへい 昭和28年8月5日 | 昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフ マネージャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室CSR・品質管理 担当室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役（現在に至る） 平成25年6月 株式会社関電エネルギーソリューション 取締役社長（現在に至る） | 20,700株 | なし |
| 14 井上礼之 いのうえのりゆき 昭和10年3月17日 | 平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事 （平成13年5月 退任） 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO （現在に至る） 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に 至る） 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長 | 1,000株 | なし |
| 15 辻井昭雄 つじいあきお 昭和7年12月19日 | 平成11年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長 平成17年4月 関西経営者協会会長 （平成21年5月 退任） 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役（現在に 至る） 平成19年6月 近畿日本鉄道株式会社相談役（現在に 至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・近畿日本鉄道株式会社相談役 ・日野自動車株式会社社外監査役 | なし | なし |

| 氏 生 | 年 月 日 | 名 | 略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況) | 当社株式 の所有数 | 当社との特別 の利害関係 | |
|--------|-------------|---------|--|--------------|-----------------|--|
| 16 | おき 沖 | はら 原 | たか 隆 | むね 宗 | | |
| | 昭和26年 | 7月 | 11日 | | | |
| | | | 平成16年5月 株式会社U F J 銀行取締役頭取 平成16年6月 株式会社U F J ホールディングス取締役 平成17年10月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・ グループ常務執行役員 (平成20年4月 退任) 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行副頭取 平成20年4月 同社取締役副会長 平成22年6月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・ グループ取締役会長(現在に至る) 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会副会長 (現在に至る) 平成26年5月 株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社三菱U F J フィナンシャル・ グループ取締役会長 ・株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問 ・公益社団法人関西経済連合会副会長 | なし | なし | |

(注) 1. 井上礼之、辻井昭雄および沖原隆宗の各氏は、社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 井上礼之氏は、空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼CEOや阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(2) 辻井昭雄氏は、鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近畿日本鉄道株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、日野自動車株式会社社外監査役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(3) 沖原隆宗氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長に就任している他、株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

3. 当社は、井上礼之、辻井昭雄の両氏を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。また、沖原隆宗氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の候補者であります。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は11年、辻井昭雄氏は8年であります。
5. 当社は、本議案において社外取締役候補者各氏の選任が可決された場合、第2号議案（定款の一部変更の件）の可決を条件として、各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

<株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第4号議案から第28号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第4号議案から第28号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクル、電力システム改革およびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「安全確保」を大前提に、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、火力発電や再生可能エネルギー等とともに、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、国のエネルギー基本計画においても、原子力発電は「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、原子力発電を活用してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施してまいりました。規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考え、今後も、世界最高水準の安全性を目指し、原子力発電の安全性の向上に取り組んでまいります。原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみなさまのご理解をいただきながら、速やかに再稼動したいと考えております。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

電力システム改革については、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、これまで国等の検討に積極的に協力してまいりました。今後も、広域的運営推進機関の設立、電力の小売全面自由化や送配電部門の中立性の一層の確保について、詳細検討に協力してまいります。電力の小売全面自由化については、お客さまの選択肢拡大に資するものであり、当社にとっても事業領域拡大の好機ととらえ、より付加価値の高いサービスのご提供や他エリアへの進出等に積極的に取り組んでまいります。

CSRについては、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」、「環境問題への先進的な取組み」、「地域社会の発展に向けた積極的な貢献」、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」、「透明性の高い開かれた事業活動」および「コンプライアンスの徹底」の6つの行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに、社会のみなさまから寄せられるご期待に誠実にお応えすることにより、社会の持続的発展に貢献し、みなさまからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更に関する議案の多くは業務執行に関するものでありますが、機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会で適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

（株主（36名）からのご提案（第4号議案から第10号議案まで））

第4号議案から第10号議案までは、株主（36名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（36名）の議決権の数は、559個であります。

第4号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

定款に前文を新設し社是とする。

【前文】関西電力は、国民の暮らし・経済の基礎となる安全・安心の電力を供給する社会的責任を果たす。

1. 地球環境保全のため当社は積極的な役割をはたす。
2. 電力システム改革により国家的なエネルギー自給自足をめざす。
3. 原子力発電優先から地域分散型再生可能エネルギーを基軸とする安定経営をめざす。
4. 労働者の権利を擁護して蓄積された技術を継承し電力企業本来業務に徹する。
5. ライフラインを維持発展させる目標と消費者の権利をまもる民主的運営に徹する。

▼提案の理由

福島原発事故による約15万人もの被災者は、いまま全国に避難し苛酷なくらしを余儀なくされ、当時福島県に在住していた36万人の子ども達は長期の甲状腺検査を続けねばならず、この非人道的な事態を招いた原子力発電推進政策は徹底的に反省せねばなりません。福島事故の高濃度汚染水漏れは引続き重大事態です。「原発投資のもとをとる」とか「火力の燃料代との比較だけで再稼働」を云々するような姑息な経営方針は根本的に改めるべきです。当面東電は、福島事故対応に全力投入しなければならず、そのため電事連トップでもある関西電力のリーダーシップは内外から注目されています。国民の信頼を取り戻すため電力システム全面改革の方向を示すべき時です。ライフラインの維持発展に努めてきた当社は、企業の理念を国民に明快に示すため定款に前文を起し、社是として宣言することにします。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、豊富・良質・低廉な電気でお客さまに奉仕することを経営理念に掲げ、グループ一体となって、商品・サービスの安全かつ安定的なお届けに、日々、万全を期しております。

また、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、これに基づき全ての事業活動を展開しております。原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。電力システム改革についても、最適な電力システムの実現に向け、国等の検討に積極的に協力しております。

したがって、あらためて本提案のような社是を定款に設ける必要はないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「当社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「当社の事業は、国民の安全を最優先するCSRに基づき次の事業を営むことを目的

とする。」に改める。

▼提案の理由

福島原発事故により放出された放射性物質によって日本の広範な国土と海洋が汚染され、福島県民をはじめ国民に甚大な被害をもたらしました。そして現在も放射能汚染水タンクは増え続け、汚染水漏れも度々発生しています。このような事態のなか関西電力は大飯原発3、4号機と高浜3、4号機の再稼働申請をしています。国や自治体による若狭湾原発周辺住民の避難対策計画も進まないなかで再稼働すべきではありません。世界的に見ても周辺住民の許可なしに原発の運転は出来ません。また核燃料サイクルの実行は見通しがありません。関西電力は国民に対する安全・安心を最優先するライフライン事業者としての社会的責任に徹し、過去の経営姿勢から本来基本業務への転換を宣言すべきです。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」を行動原則の一つとして掲げ、安全確保を最優先とした事業運営を行っております。

原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

国は、緊急事態における住民等に対する放射線の影響を抑えるため、原子力災害対策特別措置法等を改正するとともに、原子力災害対策指針を整備し、関係自治体は、これらの法令等に基づき、住民避難を含む地域防災計画を改定しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載又は記録し全面開示するものとする。

▼提案の理由

1999年に行政機関の情報公開法が制定されて以降、行政法人もそれに習い情報公開がなされてきました。私企業とは言え公益公共事業と言われる電力会社についてもその必要性が迫られる中で福島第一原発事故となりました。国際的な情報公開度を発表した国際ジャーナリスト団体「国境なき記者団」は、福島事故後「情報アクセスに問題がある」として、日本の情報公開度をそれまでの22位から一挙に53位に転落させて今年は世界180国中59位としました。グローバル化が進行する時、日本の電力会社に対する情報公開要求は国際的なものでもあります。また、情報公開と事故未然防止、事故拡大防止は切っても切れない関係です。CSRで社会的責任を果たす為にも、今こそ電力会社は情報公開に踏み切るときです。そのために、まず株主総会議事録詳細を公開し、総会で何が議論されどのような結論に達したのかを全面公開し、需要家の心に響く営業を行うときです。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第43条 地球環境の保全のため当社は積極的な役割をはたす。

▼提案の理由

地球温暖化による異常気象、災害の頻発は世界規模となっています。3月18日環境省は将来予想を発表し、年平均気温の最大6.4℃上昇をはじめ食糧生産や熱中症・感染症の増加など深刻な影響を発表しました。またIPCCは新たに2050年までに温室効果ガスを40～70%削減、再生可能エネルギーを3～4割増やす必要を提起しました。日本は福島原発事故後の火力発電によるCO₂排出量増と放射能による汚染を併せ世界から指弾されています。ところが関西電力は相変わらず「原発は発電時にCO₂を出さない」と「CO₂排出原単位の削減」に固執しています。いまこそ当社は率先して、他社購入分・他電力融通分も含め、発電所ごとのCO₂排出量を公開し、総量削減目標を明らかにすべきです。そして制御不可能な原発依存をやめ、地域分散型再生可能エネルギー発電が公平で容易に接続可能となるように発送電分離とスマートグリッド化実現に全力を上げます。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「環境問題への先進的な取り組み」を行動原則の一つとして掲げ、事業活動全般にわたり環境負荷低減に向けた取り組みを推進しております。

当社は、電気事業者自らの努力が反映可能なお客さまの使用電力量1kWh当たりのCO₂排出量の低減に向けて、原子力発電の安全・安定運転、火力発電の高効率化、再生可能エネルギーの開発、導入などを進め、電気の低炭素化に取り組んでおります。また、他社購入分等を含めた当社のCO₂の排出総量および排出係数については毎年公表しており、発電所ごとのCO₂排出量も法令に基づき国に報告しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第44条 従業員の基本的人権、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

▼提案の理由

電力事業の業務は、発電・送変電・配電・営業と極めて多種多様で、どれも重要業務です。2000年から導入された「成果主義型賃金」は、これらの3000種に亘る職種を一つ

の物差しで測ろうとする制度で不合理です。その結果、格差の増大、モチベーションの低下、コミュニケーション不足、技術継承の困難さ等が現場で悩みになっています。又、精神疾患による欠勤者の増加は止まらず、退職せざるを得ない悲劇も出ています。更に、昨年4月からの電気料金値上げを理由にした月例賃金の5%カットや3回に亘る賞与ゼロは従業員の生活を直撃しています。その結果、勤労意欲も低下し、不祥事や事故を多発させています。労働条件の向上は経営者の使命であり、そのしわ寄せを従業員に押し付けてはなりません。365日24時間、電力の安定供給に従事している従業員とグループ全体で働く人々の生活と健康を守る事は需要家の利益に繋がるものです。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」を行動原則の一つとして掲げ、継続的に取り組んでおります。

また、経営効率化の一環である人件費の削減については、従業員の生活や、やる気・やりがいにも配慮しつつ、取組みを進めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第45条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

▼提案の理由

関西全域の現場から「知見出来ない事故発生が予測される」との声が出ているにも関わらず、幹部は原発優先主義を変えず、コスト削減の観点だけを優先させてきました。ライフライン設備の維持管理はくらしと国民の生命に影響します。利潤優先のもと、必要な改良や修繕の予算まで切りつめるのは間違いで、発電所・変電所・送電・配電などライフライン設備の保全に万全を期すのは電気事業者の社会的責務です。ところが最近「送電線工事の談合問題」で批判され、本来業務を「メーカー・下請けへ丸投げ」が続いています。いまこそ技術責任が全う出来る人員を確保し、職場の年齢間断絶を起さぬよう採用数を減らさずに、グループ全体で直ちに65歳まで賃下げ無しで定年延長すべきです。そして熟練労働者の高い技術力を若年層に技術継承する施策を充実させなければなりません。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、長期にわたる電力の安定供給の責務を果たすため、安全や電気の品質・信頼度の確保を最優先とし、設備の保全に万全を期すために、必要な経営資源を投入しております。また、同様の観点から、高齢者の活用も含め必要となる人材を確保するとともに、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第10号議案 定款一部変更の件(7)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 原子力発電の再稼働をねらう夜間電力割引制度の新規加入は直ちにやめ、既契約分は機器更新時に順次中止し、家電機器の「省エネ、省CO₂、安全」についての情報提供サービスに徹する。

▼提案の理由

「当社はオール電化住宅割引を平成27年4月1日以降の新規加入から中止します。理由は需要喚起を目的とした制度という誤解を生む」としています。その一方で夜間電力多消費型のエコキュートや電気温水器を増加させる夜間割引制度は継続していますが、この矛盾した施策は、夜間のベース負荷を増大させ原発の拡大を狙うものです。国民の半数以上が願う「脱原発」に反します。従って、夜間割引制度の新規加入は直ちに、既契約分は機器更新時に順次中止すべきです。エコキュート&太陽光発電にしてもエコキュートからのCO₂は削減されません。原発の発電量を増加出来ない状況下、火力発電燃料費を増加させ、電気料金値上げを招きます。今後は住宅に広がる太陽光発電などの再生可能エネルギーを軸に蓄電装置等の普及も含め「何が何でも電力を売る」から「省エネ、省CO₂、安全」の家電機器を自由に選択できるような情報提供サービスに転換すべきです。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、お客さまのお役に立つ取組みを徹底し、お客さま満足の向上を図るという基本的な考え方のもと、負荷平準化に資する料金メニューをご提供するとともに、家電機器の省エネルギー、省CO₂、安全に関する積極的な情報発信、再生可能エネルギーやヒートポンプ技術等を活用した高効率システムのご提案、お客さまの電気ご使用量の見える化サービス「はぴeみる電」等のサービスメニューのご提供などにより、お客さまのエネルギー管理をトータルでサポートしております。

（株主（129名）からのご提案（第11号議案から第17号議案まで））

第11号議案から第17号議案までは、株主（129名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（129名）の議決権の数は、1,143個であります。

第11号議案 剰余金処分の件

▼提案の内容

剰余金処分案の積立金の取り崩し額を会社側提案よりも10億円減少する。

▼提案の理由

現役官僚が匿名で書いた『原発ホワイトアウト』によれば、電力会社は子会社に対し通常より20%増しの費用を支払い、子会社は1/4の5%分をプールして政治献金などに回しているようだ。

平成24年、当社持分法適用関連会社の「きんでん」は自民党の政治団体である「国民政治協会」に900万円寄付をしている。23年は1000万円、22年は1300万円寄付していた。

一方、当社の社員200人近くが送電線工事の談合にかかわっていたことが明らかになり、今年1月、公正取引委員会は「談合を助長、誘発した」として、談合防止策を講じるよう当社に申し入れた。

当社は総括原価方式で電気代を決めている。いくらコストが高くなっても電気代をあげればいい。そして「原発が動かないと電気代が高くなる」と消費者を脅す一方で、多額の政治献金をバックに政権に圧力をかけ、危険な原発を一日も早く再稼働させようとしている。こんなことは絶対に許されない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当年度収支については、原子力利用率の低下に伴う火力燃料費の増加などにより当期純損失となり、極めて厳しい経営環境にあるため、第1号議案として提案しております。剰余金の処分案を最適と考えております。

第12号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

▼提案の理由

- 1 福島原発の重大事故が、今なお継続し更なる被害を拡大する中、脆弱で危険な地盤の上、軍事的脅威にも晒される若狭湾の原発群を再稼働させようとしていること。
- 2 一昨年、昨年と2年に渡って株主総会で筆頭株主の大阪市を始めとする自治体や団体から「脱原発」への多くの議案書が提案されたが、鋭い批判にまともな反論もできないまま、全て無視して「原発依存」を改める姿勢が全くないこと。
- 3 原発依存体質が株価の低迷を招き、配当もなく、株主に多大な損害を与えていること。
- 4 経営環境の悪化を従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、一方で不必要な役員を多数かかえ不当に高い報酬を受け取っていること。
- 5 2000年3月に決定し、2010年完成予定の『中間貯蔵施設』について、何も明らかにされていないこと。
- 6 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっていること。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、さまざまな経営課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しております。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の敷地地盤は、地震時においても十分な抵抗力を有する堅固な地盤であります。

軍事的脅威に対しては、武力攻撃事態対処法に基づき、国が責任をもつて的確に対処することとなっており、当社は、国と連携して対処してまいります。

当社は、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分するため、安定的な配当の維持を株主還元の基本方針としております。しかしながら、当年度も大幅な赤字決算となるなど、極めて厳しい収支状況が続いており、また、先行きについても、経営環境は依然として不透明であることなどから、当年度は無配といたしたいと存じます。

取締役については、当社の事業規模、業務内容、直面する経営課題への対処および取締役会の監督機能の観点から、また、監査役については、経営全般について多様な視点から公正な監査を実施するとの観点から、それぞれ必要かつ適正な員数であり、その報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

中間貯蔵施設については、できるだけ早く立地地点を確保するよう努力しております。

地方議会における従業員の議員活動は、個人として行っているものであります。

したがって、いずれも解任を求められる事由ではありません。

第13号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条第1号に以下の項目を付記する。

1 電気事業

当事業のうち、原子力発電事業は除く。

▼提案の理由

2013年9月15日から国内の全原発が停止している。それが1日でも長く続くよう市民は願っている。電気は足りている。節電努力も定着し、拡大しつつある。当面の安定供給のために火力発電に頼らざるを得ないが、燃費の増大を憂えるのなら、この期に、より効率のよい発電に切り替え、新エネルギーの伸張に資するべきである。

安全審査を急がせ、再稼働を目論んでいるが、たとえ規制基準をクリアしても、それは安全の担保とはなり得ない。規制委員会そのものに信頼性が無いからである。規制基準を作った委員や規制委員の中には、いわゆる「原子カムラ」からの献金を受けた人々がいる。政権の意向を受け、客観性を疑われる判断が下される可能性は大きい。

再稼働の条件として、自治体の原子力防災計画の整備が必要であるが、避難計画の実性の乏しさ等、困難をきわめている。テロ対策についても現実味がない。現況は福島原発事故を教訓としているとは言い難い。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力規制委員会については、国会等の議論を経て設置されており、同委員会の審議は公開で行われております。当社は、今後とも審査に真摯に対応してまいります。

国は、緊急事態における住民等に対する放射線の影響を抑えるため、原子力災害対策特別措置法等を改正するとともに、原子力災害対策指針を整備し、関係自治体は、これらの法令等に基づき、住民避難を含む地域防災計画を改定しております。

原子力発電所のテロ対策については、武力攻撃事態対処法に基づき、国が責任をもつて的確に対処することとなっており、当社は、国と連携して対処してまいります。

第14号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬個別開示と執務状況の公開)

第31条の2 取締役の報酬は個別に開示し、その執務については個別に公開する。

▼提案の理由

当社の原発で事故が起こった場合の住民避難は、計画を詰めれば詰めるほど困難であることがわかってくる。地震、津波、大雪、倒木、台風、避難を困難にする複合要因はいくらでもある。また避難道が一本しかない地域もある。車いすの人、寝たきりの人、認知症の人、在宅医療患者、妊婦等配慮を要する人たちが、安全に避難先まで移動し、受け入れ体制の整った避難所に入所できる計画はまだない。避難者を受け入れる市町村は避難者数を単純に公共施設に割り振りしただけである。また自治体の備蓄する水は数日間分なので、琵琶湖が放射能汚染されれば対応できない。原発事故における環境や人への影響を考慮せず、原発さえ動けば経営が良くなるとの経営方針は間違っている。再稼動しか頭にない役員の可否を判断するために、報酬の個別開示と各役員の実務の透明化が必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならず、社会にとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。また、各取締役の担当業務についても、事業報告において開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第15号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 再処理禁止

第47条 当社は危険でコストのかさむ再処理を行わない。

▼提案の理由

元東芝の格納容器設計者後藤政志氏は、六ヶ所再処理施設は「戦闘機と大型旅客機の衝突を想定して算出した結果、建屋が破壊する可能性がある」と裁判の鑑定意見書で述べた。

原子力委員長代理鈴木達治郎氏は「20年から30年のスパンで考えると、直接処分の方が3兆円から4兆円安くなる」と発言した。

福島事故後、国も再処理の中止を模索した。しかし六ヶ所村議会で「再処理を止めるなら、使用済核燃料も高レベル放射性廃棄物もすべて六ヶ所から運び出せ」という決議が出され、議論は進まなくなった。使用済核燃料の行き場がないという理由で再処理を続けるのは間違いだ。

六ヶ所再処理工場は当初1997年完工予定だったが、いまだに操業は始まらない。建設費用も予定の約3倍の2兆2000億円にまで膨んだ。まったく再処理しなくても当社は多

額の再処理料金を、毎年、日本原燃に支払い続けている。

経営悪化の主原因である再処理から即刻撤退すべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、当社としても、引き続き推進してまいります。

再処理は、直接処分にくらべて経済性でやや劣るものの、サイクルコストを含めた原子力発電単価は、他の電源と遜色ない水準であることが、原子力をはじめとした各電源のコスト検証結果を取りまとめたコスト等検証委員会報告書に記載されております。

日本原燃株式会社は、再処理施設について、航空機落下など外的事象を含めた評価も実施したうえで、新規制基準への適合性確認のための申請を行っており、再処理工場の竣工、本格操業に向けて取り組んでおります。

第16号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 脱原子力委員会

第48条 当社は脱原子力の政策を提言する脱原子力委員会を設置する。

▼提案の理由

福島原発事故以降、戦後の経済成長を底辺で支えてきた電力会社のイメージは地に落ちている。政府は発送電分離、電力自由化に向かっており、もう政府は電力会社を守ってくれない。このような状況は、株主として誠に残念である。だが電力会社にとっては、普通の会社として独り立ちする良いチャンスである。原発の再稼働に頼って不安定な経営を続ける電力会社に対して、株主として以下2点を提案する。

1 今こそ1992年のドイツの電力会社を見習い、原発撤退政策を提案すべきである。

2 欧米において、導入によりさまざまな問題が多発している発送電分離、電力自由化に対して具体的な提案の意思を示すべきである。

*注：ドイツの2大電力会社フェーバとRWEの社長が、原発撤退政策を当時のコール首相に提出したのは、旧ソ連のチェルノブイリ原発事故から6年後の1992年10月のことであった。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。電力システム改革については、最適な電力システムの実現に向け、国等の検討に積極的に協力しております。

第17号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 経営の透明性の確保と日本原子力発電(株)との資本関係の解消

第49条 本会社は、日本原子力発電(株)との契約をすべて明らかにする。

- 2 日本原子力発電(株)の敦賀3・4号機の受電契約を破棄する。
- 3 日本原子力発電(株)との資本関係を解消する。

▼提案の理由

日本原子力発電(株)(以下日本原電)と当社の取引は株主・消費者にとって不可解なものだ。日本原電は全く発電をしていないのに、売電価格として1519億円の売り上げを計上している。これは当社を始めとした電力各社が、受電という対価もなく支払っていることによる。受電のない取引を続けることは、適正な取引とはいえず、事業の健全性を損なうものだ。たとえ一時的に支払う必要が発生したとしても、その支払い額が、適正なものかどうかについて、契約内容を明らかにすべきである。毎年の契約内容を明らかにし、透明性を確保することで、消費者、株主の理解が得られるものとなる。当社は、日本原電が敦賀原発3・4号機の建設を前提に、すでに受電契約を結んでいる。原発建設は将来性がないばかりか、国民に危害を加えるのは明らかだ。今後は日本原電との資本関係を破棄し、破綻処理を進めていくことが、事業の健全性と株主・消費者のためになる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、当社にとって卸電気事業者として供給力確保の観点で重要なパートナーであります。同社では、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策や、敦賀発電所敷地内での破砕帯調査など、再稼働への取組みが行われております。

当社は、同社との受給契約に基づき、原子力発電所を安全に維持管理するために必要かつ適切な費用を支払っておりますが、その契約内容については、個別契約に関わるものであることから、開示は差し控えます。

また、当社は、同社の敦賀発電所3、4号機についても重要な電源になると考えております。

同社への出資に当たっては、事業運営上の必要性などを総合的に評価し、必要かつ適切な範囲で実施しております。

(株主(2名)からのご提案(第18号議案から第22号議案まで))

第18号議案から第22号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、879,404個であります。

第18号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社グループは、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」を行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

なお、本議案のような規定は、日経500種平均株価採用銘柄の各社の定款にも見当たらず、定款とは別に定めることが一般的な取扱いであると考えます。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第19号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならず、重要なことと考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

第20号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第52条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエ

エネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

また、火力発電については、姫路第二発電所における高効率LNGコンバインドサイクル発電方式への設備更新や、火力電源の入札など、競争力のある新たな火力電源の開発・導入を進めており、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を積極的に推進してまいります。

第21号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第53条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では広域的運営推進機関の設立に係る法案が成立するとともに、電力小売りの全面自由化、送配電部門の分離に向けて法制度の整備に順次取り組まれているところである。このため、例えば送配電部門分離の場合、法制度が整備され次第、持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、電力システム改革については、最適な電力システムの実現に向け、国等の検討に積極的に協力しております。

なお、発電分離については、電力の安定供給を補完するしくみやルールの整備に関する懸念のほか、原子力プラントの再稼動やエネルギー政策の動向などの経営環境が不透明な中で発電分離を進めることにより、企業経営ひいては電力の安定供給の確保に影響が生じかねない懸念が残っております。真にお客さまおよび株主のみならずの利益につながる改革となるために、技術的課題への対応や経営環境の整備について、専門家や事業者の意見を踏まえた十分な検証と、その過程で問題があれば柔軟に見直すことについて、国等に対して引き続き求めてまいります。

第22号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第54条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

▼提案の理由

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、お客さまのお役に立つ取組みを徹底し、お客さま満足の向上を図るという基本的な考え方のもと、省エネルギーやピーク電力抑制による負荷平準化などのエネルギーマネジメント活動を推進するとともに、幅広い商品やサービスメニューの開発、ご提案に取り組んでおります。

具体的には、一般のご家庭を中心に、お客さまの電気ご使用量の見える化サービス「はびeみる電」へのご加入を推奨し、よりきめ細やかな情報のご提供に取り組んでおります。また、法人のお客さまについても、需給調整契約等のデマンドレスポンスメニューをご用意するとともに、エネルギー使用状況の把握や分析のほか、省エネ機器設置や運用面でのコンサルティング等に取り組んでおります。

スマートメーターについては、当年度末時点において、総需要の6割超となる約250万台を導入しており、平成34年度末までに、全てのお客さまへの導入に向けた取組みを推進してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

〈株主（1名）からのご提案（第23号議案から第27号議案まで）〉

第23号議案から第27号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、837,479個であります。

第23号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、必要かつ適正な取締役の体制を検討し、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

このように、当社は、公務員経験者をその職歴のみを理由に受け入れているのではなく、あくまでその有する能力、経験、識見等を総合的に勘案したうえで取締役候補者として決定あるいは従業員等として採用しているものであり、電力の安定供給をはじめ当社事業の発展にそれぞれ貢献いただいております。

第24号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く経営環境は、電力の需給、事業の収支ともに極めて厳しい状況が続いており、また、電力の小売全面自由化をはじめ、かつてない競争本格化が目前に迫っております。こうした状況を踏まえ、安全最優先の確実な業務遂行、電力需給の安定化、CSRを基軸とした経営の実践に取り組むとともに、競争力ある企業グループへの変革をはじめ、徹底した経営効率化とコスト構造改革、お客さまや社会のみなさまのご期待にお応えするための取組みを推進してまいります。

これら多くの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

第25号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第50条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

(1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
 - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
 - 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

福島第一原発の事故から、ひとたび関電の原発にシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原発事業の継続は関電の株主利益を著しく棄損するだけでなく将来世代に過大な負担を残す恐れがあることから今後国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は今後の国などの政策動向に係らず、脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画についても原発が稼働しない前提で定めるべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化し当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合であっても、論理的に想定される遍き事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償支援機構法に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合って積立金として備え、巨額の損害リスクを低減するしくみが構築されております。なお、同法の見直しに当たっては、国の負担のあり方を一層明確化していただくよう求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、エネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。当社としても、国および同事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

第26号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (安全文化の醸成)

第55条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

原子力の安全文化醸成活動については、「トップのコミットメント」、「コミュニケーション」、「学習する組織」を柱として安全文化を評価・改善するしくみを構築し、経営層の強いコミットメントのもと、経営層から第一線職場の従業員までが参画して推進しております。また、これらの取組みについては、社内の広範な部門で構成する「原子力安全推進委員会」において全社を挙げて推進するとともに、社外の有識者を主体とした「原子力安全検証委員会」からも助言をいただいております、今後も継続的な改善を図りながら、安全文化醸成活動の充実につなげてまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第27号議案 取締役1名選任の件

▼提案の内容

村上憲郎を社外取締役に選任する。社外取締役候補者村上憲郎の略歴等は以下のとおりである。

村上憲郎（昭和22年3月31日生）

略歴等

| | |
|----------|----------------------------------|
| 昭和53年6月 | 日本D E C取締役企画本部長 |
| 平成6年7月 | インフォミックス副社長兼日本法人社長 |
| 平成9年8月 | ノーザンテレコムジャパン社長兼最高経営責任者 |
| 平成13年12月 | ドーセントジャパン社長 |
| 平成15年4月 | グーグル米国本社副社長兼日本法人代表取締役社長 |
| 平成21年1月 | グーグル日本法人名誉会長 |
| 平成23年1月 | 株式会社村上憲郎事務所代表取締役（現在に至る） |
| 平成24年2月 | 大阪府特別参与並びに大阪市特別参与 |
| 平成24年4月 | 株式会社ブイキューブ社外取締役（現在に至る） |
| 平成24年4月 | 経産省産業構造委員会情報経済分科会委員（現在に至る） |
| 平成24年4月 | 経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員（現在に至る） |
| 平成24年6月 | 経産省IT融合フォーラム有識者会議委員（現在に至る） |
| 平成24年6月 | 大分県エネルギー産業企業会会長（現在に至る） |
| 平成24年11月 | 株式会社エナリス社外取締役（現在に至る） |
| 平成25年8月 | 社団法人日本トレーサビリティ協会理事長（現在に至る） |

所有する会社の株式 な し

重要な兼職の状況

- ・株式会社村上憲郎事務所代表取締役
- ・経産省産業構造委員会情報経済分科会委員
- ・経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員
- ・経産省IT融合フォーラム有識者会議委員
- ・大分県エネルギー産業企業会会長
- ・株式会社ブイキューブ社外取締役
- ・株式会社エナリス社外取締役
- ・社団法人日本トレーサビリティ協会理事長

▼提案の理由

脱原発と代替電源の確保ならびに発送電分離に加えて、新たな電力市場形成による電力供給体制の充実と需要抑制を図るために、経営方針の大転換を図る必要がある。このため、当社の取締役として選任されるべき人物として、電力需要抑制に向けた新たな事業展開を含めたエネルギーに関する諸課題とその対策について精通し、かつ、企業の経営全般についての経験と見識を有する人材が求められるところである。村上憲郎氏は、コンピューターの黎明期から今日に至るまでその第一線で活躍してきており、特にコンピューターのハード・ソフトに関する最新の知見が要求される電力需給調整に関する新たな事業展開にあたって、必要かつ十分な経験と見識を備えている。以上の理由により、村上憲郎氏を社外取締役として選任するものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

現下の経営課題に対処していくため、当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する社外取締役候補者を含めた16名の候補者の選任を第2号議案として提案させていただいており、この会社提案が最適と考えております。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用していくこととしておりますが、村上憲郎氏は、大阪府市エネルギー戦略会議委員として、政府および当社に対して大飯発電所3、4号機の停止を強く要請する緊急声明の作成や、脱原発に向けた提言の策定に参画されました。

このようなことから、村上憲郎氏は、当社の社外取締役としてふさわしくないと考えます。

なお、村上憲郎氏は、株式会社エナリスの社外取締役に就任されておりますが、同社の有価証券報告書には、電力販売や新電力（特定規模電気事業者）の支援等の事業を行っていること、また、原子力発電所の稼働その他の影響で、卸電力取引市場の価格高騰・下落が生じることにより、同社グループの業績に影響を及ぼす可能性があることが記載されております。

〈株主（1名）からのご提案（第28号議案）〉

第28号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、41,925個であります。

第28号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第11章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第51条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、現在、原子力規制委員会により大飯発電所及び高浜発電所の安全審査が進められているが、同委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（51頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

当社は、昨年7月、原子力発電所の新規規制基準への適合性確認を申請し、現在、審査を受けているところであり、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみなさまのご理解をいただきながら、速やかに再稼働したいと考えております。

火力発電については、姫路第二発電所における高効率LNGコンバインドサイクル発電方式への設備更新や、火力電源の入札など、競争力のある新たな火力電源の開発・導入を進めており、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を積極的に推進してまいります。

さらに、お客さまの省エネルギー実現に向けたエネルギーマネジメント活動の推進等にも取り組んでまいります。

以 上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、42頁から69頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成26年6月25日（水曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

4. 相反する議案の取扱い

第1号議案と第11号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第11号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案および第11号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evotote.jp/>

b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

[携帯電話について]

上記サービスが利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。（セキュリティ確保のため、SSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。）

(注) 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日（平成26年6月25日（水曜日））の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所

同封の議決権行使書用紙に記載しております。

b. パスワードの変更について

株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

